

九戸村小・中学校建設用地検討委員会出席者名簿

番号	組 織	役 職	氏 名
1	学識経験者	佐久大学人間福祉学部人間福祉学科 教授	狩 野 徹
2	村内小中学校・保育園保護者代表	九戸中学校PTA会長	小野寺 多 市
3		九戸小学校PTA会長	吉 田 一 幸
4		九戸村保育施設保護者会連合会長	七 戸 宏 大
5	九戸村商工会	副会長	下斗米 光 昭
6	九戸村民生委員児童委員協議会	会長	山 口 忠 一
7	九戸村体育協会	副会長	中 野 剛
8	九戸村文化協会	会長	上 村 勝 己
9	村民一般公募委員	戸田地区公募委員	小 沼 祐 子
10		伊保内地区公募委員	川 畑 友 和
11		江刺家地区公募委員	松 本 稔

事務局

	副 村 長	岩 崎 一 弘
教育委員会	教 育 長	高 橋 良 一
	教 育 次 長	松 浦 拓 志
	主 幹	関 端 祐 介
村づくり推進課	課 長	川 原 憲 彦
	課 長 補 佐	觸 澤 英 之
	主 事	觸 澤 雪 莉

九戸村立小・中学校建設用地検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 「持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針（令和4年11月九戸村教育委員会策定）」に基づき再編に係る学校の最適な建設用地並びに必要な事項を検討するため、九戸村立小・中学校建設用地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、村長の諮問に応じ次の項を検討する。

- (1) 学校用地の候補地の検討に関する事項
- (2) その他学校用地の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者及び団体が推薦するもののうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者等
- (2) 村内小中学校・保育園保護者代表
- (3) 九戸村商工会
- (4) 九戸村農業委員会
- (5) 九戸村民生委員児童委員協議会
- (6) 九戸村体育協会
- (7) 九戸村文化協会
- (8) 公募委員（戸田地区、伊保内地区、江刺家地区から各1名）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、村づくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

九村推第 440号
令和7年8月21日

九戸村立小・中学校建設用地検討委員会
委員長 様

九戸村長 大久保 勝 彦

諮 問 書

九戸村立小・中学校建設用地検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき諮問します。

1 諮問事項

「持続可能で良質な教育環境」整備に向けた、最適な建設用地について

2 諮問理由

少子高齢化が急激に進み、児童数の減少による学校規模、学級編制の課題が顕在化するなかで、九戸村では九戸村教育委員会が令和4年11月に定めた、「持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針」に基づき、教育委員会と調整をとりながら、令和11年度開校を目標として教育環境の整備に取り組んでおります。

指針に沿い、令和7年度には5つの小学校を1つの小学校へと統合したところであり、今後「小中一貫校」あるいは「義務教育学校」の開校へ向けて、小中の再編を進めることとしております。

子供たちの学習や生活の場である学校施設の教育環境を豊かに整えることは、子供たちの健やかな成長を促し、豊かな人間性をはぐくむ上で、また、子供たちの学習をより充実したものとする上で、極めて重要なことであると認識しております。

村の財政も厳しい状況にありますが、建設用地について、様々な観点から貴委員会のご提言をいただきながら施設の整備を進めてまいりたいと考え、諮問を行うものです。

3 答申書提出期限 令和7年12月20日